

(総 則)

第1条 乙は、別紙仕様書及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）の定めるところにより、物品を引取るものとする。

2 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、物品を引取るうえにおいて当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で行うものとする。

3 乙は、物品を引取る時は、あらかじめ指定された場合を除き、一括して引取らなければならない。ただし、甲においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して引取ることができる。

(引取期限)

第2条 乙は、表記期限内に引取らなければならない。

2 乙は、期限内に物品を引取ることができない理由が発生したときは、速やかにその理由及び遅延日数等を詳記して、甲に届出なければならない。

3 乙は、天災事変、その他やむを得ない理由により、期限内に物品を引取ることができないときは、甲に期限延長の請求をすることができる。この場合において甲は、その請求を適当と認めるときは、これを承認することができる。

4 前項の請求は、期限内にしなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(監 督)

第3条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(違約金の徴収)

第4条 乙は、期限内に物品を引取らないときは、延滞日数1日につき契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）を乗じて計算して得た額を違約金として甲に納付するものとする。ただし、甲が個々に分割して履行しても支障がないと認めるときは、各部分について計算することができる。

(契約内容の変更等)

第5条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約内容を変更し、または物品の引取を中止をさせることができる。

(事情変更による契約内容の変更)

第6条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲または乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、納入期限、その他の契約内容を変更することができる。

(契約金額の増減に伴う契約保証金の変更)

第7条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させまたは返還する。

(協議解除)

第8条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

2 乙は、次の各号の一に該当する場合には、甲と協議のうえこの契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により、甲が物品の引取りを中止させまたは中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき。

(2) 第5条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が引取期限内に契約を履行しないとき、または履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙またはその代理人若しくは使用人が、契約の締結または履行に当たり不正な行為をしたとき。

- (3) 乙またはその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲の監督または検査の実施に当たり区職員の指示に従わないとき、またはその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたとき、または乙について破産の申し立てがあったとき。
 - (5) 前各号のほか、乙がこの契約事項に違反したとき。
 - (6) 前条第2項に定める場合のほか、乙から契約解除の申し出があったとき。
- 2 前項の規定によって契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。契約保証金の納付がなく、またはその金額が契約金額の100分の10に充たないとき乙は、契約金額の100分の10相当額または不足額を甲に納付しなければならない。ただし、乙が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたため契約が解除されたとき、または正当な理由による乙からの申し出にもとづき契約が解除されたときは、この限りでない。
- 3 この条項の契約解除は、第4条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

- 第9条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）。
 - (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(代金の支払い等)

第10条 契約金額または契約保証金の支払いは、乙が物品の引取りを行う前に甲が指定する納入通知書により指定口座に納入するものとする。

(賠償の予定)

- 第11条 乙は、第9条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲に対して支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第9条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。
 - (2) 第9条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第12条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金または返還すべき契約保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(権利の譲渡等)

第13条 乙は、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡しまたは担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定等)

第14条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。